

市内小・中・義務教育学校長 様

春日部市教育委員会教育長

4月1日以降の教育活動等について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、教育活動をお進めいただき感謝申し上げます。

このたび、別添写しのとおり埼玉県教育委員会教育長から通知がありました。感染症対策が大きく方向転換されるなか、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことが基本とされております。本市としましては、国や県の考え方を基本としつつ、マスクの着脱について、児童生徒、保護者の心情などに寄り添い、引き続き教育活動を前に進める必要があると考えております。

つきましては、下記の内容について職員への周知、児童生徒への指導など、適切に対応願います。

記

1 学校運営の基本方針について

感染症対策を徹底し、教育活動を前に進める。

2 4月1日以降のマスク着用の考え方について

- (1) 児童生徒及び教職員に対し、着用は求めないことを基本とする。ただし、感染リスクが比較的高い教育活動については、別項に示すような一定の感染症対策を講じる。
- (2) 着脱は個人の主体的な判断で行うものとし、児童生徒及び教職員に対し、着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒間については、着用の有無による差別・偏見等がないよう、発達段階に応じた指導を行う。

3 入学式について

- (1) 入学式の実施にあたっては、会場の換気等、基本的な感染症対策を行い、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- (2) 事前の健康観察を徹底し、発熱や咽頭痛、咳等の体調の変化がある者については、参加を控える。
- (3) 来賓の招待は行わない。ただし、学校運営協議会委員は、来賓に含めない。
- (4) 保護者等については、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での保護者等の参加人数の制限は必要ない。

4 学習活動、学校行事、部活動について

「2 4月1日以降のマスク着用の考え方について」により、適切に行う。

(1) 学習活動

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・グループによる学習を行う際は少人数で実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・理科や図画工作、美術、家庭等の児童生徒がグループで行う実験や観察、共同制作、調理実習等において、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・調理実習において、試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の座席間に一定程度の距離を確保する等の措置を講じる。
- ・児童生徒が行う合唱、及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏においては、一定程度の距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

(2) 学校行事

- ・運動会等の校内行事の実施にあたり、保護者等の参加人数の制限は必要ない。感染対策上での実施内容の精選や、時間の短縮を行う必要はない。
- ・修学旅行等の校外行事については、目的地の状況や児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て適切に実施する。事前および事後の健康観察を行い、体調不良者については参加を見合わせるなど感染防止対策を徹底する。

(3) 部活動

- ・活動には必ず顧問が指導に当たるものとする。
- ・「春日部市部活動のあり方に関する方針」に基づき、適正に活動する。

5 給食指導について

- (1) 食事前後の手洗い、対面を避けた座席配置及び換気について、引き続き徹底する。
- (2) 食事中における会話は可とする。大声での会話は控え、飛沫の拡散防止及び食事のマナーについて指導する。
- (3) 校内における対応は統一し、学級学年ごとに対応が異なることのないようにする。

6 学校医との連携について

陽性者が確認された場合や、学級閉鎖等の措置についての判断の際には、これまでと同様に学校医等と十分連携する。

7 保護者への周知について

4月1日以降の教育活動におけるマスクの着用を含む感染症対策等については、学校のホームページへの掲載や保護者あてメール配信等により、適切に周知する。

8 備考

- (1) 諸活動の計画・実施にあたっては、すべての活動をコロナ禍前と同様に戻すのではなく、「春日部市立学校における働き方改革基本方針」を踏まえた検討を十分に行う。
- (2) 今後の対応については、本通知以降においても状況次第で変更されることもあり得る。